

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画策定の背景

### 1. 策定の趣旨

近年、わが国の人口は平成 20 年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、習志野市（以下「本市」）においても団塊世代が老年人口に達した平成 24 年から平成 26 年に高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会を迎えています。また、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、生活のあり方が変化したことで、身近な生活課題に対する地域や家族間の助けあいなどのつながりが希薄化しています。さらに、単身世帯の増加に加え、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、人との交流機会が減少し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。そのような中で、高齢の親と同居しているひきこもりの子どもが社会から孤立し、生活課題を抱える「8050 問題」、障がいのある子どもを育てている親が亡くなった後の「親亡き後」問題、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、生活困窮、虐待や DV の問題など、複雑化・複合化した生活の課題や不安を抱える方も増えています。

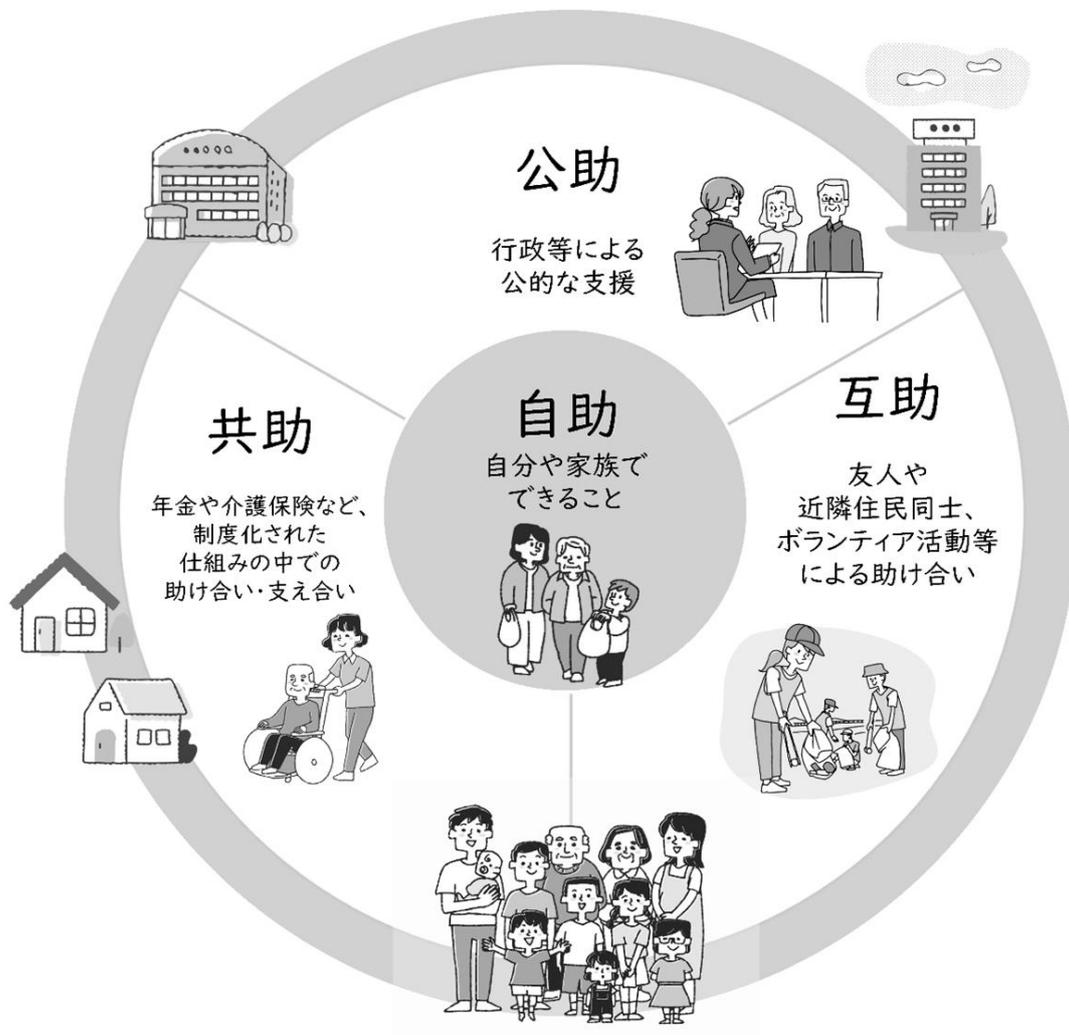
このような課題に対応していくため、従来の制度の枠を超えた包括的な支援体制の構築や、孤立解消のための取り組みの推進、高齢者や低所得者、障がい者、子育て家庭など、住宅の確保に配慮が必要な方々が安心して賃貸住宅に住むことができるようにするための仕組みづくりなど、新たな施策を推進していくことが必要とされています。

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支えあい、助けあう地域づくりを行うことです。これまで福祉とは、「一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、これからは、支援の「支え手」「受け手」といった関係を超え、互いに助け合いながら生活することができる地域を構築することが重要です。そのためには、行政による「公助」だけではなく、個人や家族による「自助」、地域や関係団体による「互助」、社会保障制度による「共助」が不可欠であり、「自助」「互助」「公助」「共助」が一体となった重層的な取り組みを推進していく必要があります。

そこで、本市の地域福祉を推進するための指針として、令和 8 年度から令和 15 年度までを計画期間とする「習志野市第 3 期地域福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

また、地域福祉として進める支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の 3 計画を一体的に策定するものです。

■ 「自助」「共助」「公助」イメージ図



## 第 2 節 関連施策の動向

### 1. 国の動向

国では、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、「『地域共生社会』の実現」を目指した新たな取り組みが進められています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。地域共生社会の実現に向けては、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、こどもの貧困解消対策、困難な問題を抱える女性への支援、こども基本法等、多くの法律が施行されています。また、令和 3 年度には、高齢者・子育て・障害・生活困窮のような、従来の分野ごとの相談支援体制では解決することが困難な課題に対応するため、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、市町村全体の支援機関・地域の関係者等が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを包括的に受け止め、支援できる体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

その他にも、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることを規定した「孤独・孤立対策推進法」や、多様な性自認・性的指向である人等への理解増進を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など、個々人が持つ多様な背景に関わらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが自分らしく生活することができる共生社会を目指すための施策が進められています。

#### 【国の主な動き】

年	動向	主な内容
平成 12 年	社会福祉法改正	「社会福祉事業法」から名称変更し、主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げるとともに、市町村地域福祉計画の策定が規定された。
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行	障害者自立支援法に代わり制定された。障害の対象に難病が加わった他、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成 26 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	国や地方公共団体に、子どもの貧困対策を総合的に推進する責務を課し、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援など、様々な施策を講じることが求められることとなった。

年	動向	主な内容
平成 27 年	生活困窮者自立支援法の施行	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護の受給に至る前の段階で支援を行い、自立の促進を図るために施行された。
	介護保険法改正	在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実を図るとともに、低所得者の保険料軽減、及び一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引き上げるなど、費用負担の公平化が行われた。
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の 3 つの取り組み方向を位置づけ、子育ての環境整備や女性の活躍、困難を有する子ども、若者への支援が位置づけられた。
	社会福祉法改正	「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を主として改正された。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを経験する差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針及びその他の基本となる事項が定められた。
	自殺対策基本法改正	自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等、これまでの基本的施策を拡充することが定められた。
	再犯の防止等の推進に関する法律の施行	犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することにより、再犯の防止に関する施策、及び国や地方自治体の役割が定められた。

年	動向	主な内容
平成 29 年	介護保険法改正	全市町村が自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化を行った。また、制度の持続可能性を確保するため、自己負担 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とした他、介護納付金への総報酬割の導入などが追加された。
平成 30 年	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律	障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るものとして施行された。
令和元年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行	保育施設や幼稚園等の給付制度を創設し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため改正された。
令和 3 年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（社会福祉法の改正）の施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などが定められ、「包括的な相談体制の整備」が位置づけられた。
令和 4 年	「改正児童福祉法」成立	子育て家庭及び養育環境の支援体制強化として、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実等が自治体の努力義務とされた。
令和 5 年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」を策定した。
	こども基本法の施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めるため施行された。

年	動向	主な内容
令和 5 年	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現するため、国民の理解増進に関する施策の推進について基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画を策定することが定められた。
	地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。同法に基づき、自治体では、認知症施策推進基本計画の策定が定められた。
令和 6 年	改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度等が定められた。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行	人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護を図る責務が定められた。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行	困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本困難な問題を抱える女性への支援施策を増進し、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会を実現することを目的に施行された。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の就労ニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて定められた。
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行	ライフステージを通じた子育てに関わる経済的支援の強化や共働き・共育ての推進を図る施策として、妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度などを実施することが定められた。	